

第30条の3 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において架台で貯蔵する場合には、高さ6メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵してはならない。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1メートル以上
その他の場合	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1メートル以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2メートル以上

- (2) 液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること。

- (3) 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、架台は不燃材料で堅固に造ること。

【解釈及び運用】

1 第1項

危険物を収納した容器を架台を用いて貯蔵する場合の架台の構造等及び高さを制限した規定である。第30条の2第1項第17号において容器を積み重ねる場合は3m（第4類の危険物のうち第3石油類及び第4石油類を収納した容器のみの場合は4m）以下とされているが、不燃材料で堅固に造られた架台を用いる場合は、架台上の容器の頂部までの高さを6m以下とすることができることとしているものである。

2 第2項

少量危険物を屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準を規定するものである。

- (1) 都市計画法第8条第1項第5号に規定する防火地域又は準防火地域において、危険物を容器で貯蔵する場合は、本項の規定を適用せず、次条の規定を適用することを原則とする。
- (2) 貯蔵し、又は取り扱う場所が、建築物の屋上であるときは、屋外として取り扱うものとし、本項の規定を適用すること。

3 第2項第1号

- (1) 屋外における貯蔵又は取扱場所の境界には、みぞ、排水溝、囲い、柵、又は容易に消えないライン等を設けて明示することとし、「貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲」とは、当該明示の周囲をいうものであること。
- (2) 「空地を保有する」とは、当該空地が平坦で、段差や勾配がないものであり、原則として、所有者等が所有権、地上権、借地権等を有しているものであること。
- (3) 塀を設けた場合又は本号ただし書を適用した場合において、貯蔵又は取扱場所と塀又は壁との間隔は、0.5m以上とすること。
- (4) 「防火上有効な塀」とは、次によること。

ア 材質は、不燃性の材料で造ったものであること。

イ 高さ2m以上とし、隣接する建築物等の状況に応じ、防火上必要と認められる高さとする。

ウ 塀を設ける幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上であること。

エ 構造は、風圧力及び地震動により容易に倒壊、破損等しないものであること。

- (5) 「開口部のない防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。）の壁又は不燃材料で造った壁」とは、次によること。

ア 高さは、地盤面から当該施設が直面する階までの高さであること。

イ 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上であること。

- (6) 「タンク又は金属製容器」とは、第30条の4に規定するタンク又は第30条の2第1項第16号に規定する容器のうち金属製容器をいうものであること。

- (7) 本号ただし書の規定は、防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。）の壁又は不燃材料で造った壁に面し、かつ、これらの壁に開口部がないときは、延焼防止の趣旨から考慮して、空地又は防火上有効な塀を設けた場合と同等と考えられることに基づくものである。

なお、本号ただし書の規定により、空地の保有又は塀の設置が免除されるものは、当該壁に面する部分に限られる。

4 第2項第2号

液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その周囲に危険物の流出を防ぐため囲いを設ける等の措置及び地盤面の浸透防止のためコンクリート舗装等の措置を講じる規定である。また、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けなければならない。これらは、屋外において液状の危険物を取り扱う設備において、液状の危険物が漏えいした場合は、広範囲に流出拡散する可能性が大きいので、これを防止するための措置方法について規定したものである。

リチウムイオン蓄電池が第30条の【解釈及び運用】3、(5)、ア及び第30条の2の【解釈及び運用】、24、(3)に該当する場合、第33条の3を適用して、地盤面をコンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆うこと、適当な傾斜を設けること、ためます又は油分離装置を設けることを要しないものとする。

- (1) 「適当な傾斜」とは、円滑にためますに流入する程度の勾配とすることをいう。

- (2) 「ためます」の大きさは、貯蔵し、又は取り扱う危険物の量に応じたものでなければならいが、ためますの縦、横及び深さは、少なくとも各30 cm以上とするか、又は同等の容量を確保すること。

- (3) 液状の危険物を取り扱う設備の直下の地盤面の周囲に設ける囲いと「同等以上の効果があると認められる措置」には、

○危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に排水溝を設ける方法

○設備の架台に有効なせき又は囲いを設ける方法

○パッケージの形態で危険物の流出防止に効果があると認められるもの等があること。

5 第2項第3号

「堅固に造る」とは、架台及び付属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響等の荷重によって生じる応力に対して安全であることをいう。